

京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例

平成19年2月8日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条の規定において準用する法第203条の規定に基づく議員報酬及び費用弁償、法第292条の規定において準用する法第203条の2の規定に基づく報酬及び費用弁償並びに法第292条の規定において準用する法第207条の規定に基づく実費弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬及び報酬の支給)

第2条 京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員（以下「議員」という。）がその職務に従事したときは、議員報酬を支給する。

2 次に掲げる者（以下「特別職の職員等」という。）がその職務に従事したときは、報酬を支給する。

- (1) 広域連合長及び副広域連合長（常勤の職員を除く。）
- (2) 選挙管理委員会及び公平委員会の委員並びに監査委員
- (3) 審査会、審議会、調査会等法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員（以下「附属機関の委員等」という。）
- (4) 前3号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）

(議員報酬及び報酬の額)

第3条 議員報酬の額は、別表第1に定めるところによる。

2 特別職の職員等に支給する報酬の額は、別表第2に定めるところによる。

(費用の弁償)

第4条 議員が公務のため旅行したときは、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号。以下「旅費条例」という。）第2条第2項に規定する指定職

の職務にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。

- 2 特別職の職員等が公務のため旅行したときは、第2条第2項第1号及び第2号に掲げる者にあつては旅費条例第2条第2項に規定する指定職の職務にある者と、同項第3号に掲げる者にあつては旅費条例中7級以上の職務にある者と、同項第4号に掲げる者にあつては旅費条例中6級以下の職務にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。

(実費の弁償)

第5条 次に掲げる者は、実費弁償として旅費条例中6級以下の職務にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。

- (1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第115条の2第2項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人

(議員報酬、報酬、費用弁償及び実費弁償の支給方法)

第6条 議員報酬及び報酬は、年額報酬にあつては年度末までに、日額報酬にあつては現に職務に従事した日に対してその都度、支給する。

- 2 議員報酬又は年額報酬を受ける者が年度の途中で就任し、又は退任したときは、就任した日の属する月から又は退任した日の属する月までの月割りで算定した額を支給する。ただし、月の途中で退任した者がその月において再び就任した場合にあつては、議員報酬又は報酬の支給については、引き続き在職していたものとみなす。
- 3 第2条の規定による議員報酬又は報酬を受ける者が任期満了後在任し、又はその職務を行う場合にあつては、引き続き議員報酬又は報酬を支給する。
- 4 費用弁償及び実費弁償の支給方法は、旅費条例の例によるものとする。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月28日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日以後の期間に係る議

員報酬及び報酬について適用する。

附 則（平成25年2月8日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月7日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	議員報酬
議長	年額30,000円
副議長	年額25,000円
議員（議長及び副議長を除く。）	年額20,000円

別表第2（第3条関係）

区 分	報 酬
広域連合長	年額50,000円
副広域連合長	年額30,000円
選挙管理委員会委員	日額6,000円
公平委員会委員	日額6,000円
議員のうちから選任された 監査委員	年額10,000円
識見を有する者の中から 選任された監査委員	年額40,000円
附属機関の委員等	日額6,000円
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内において広域連合長 が定める額